

## 新聞購読料への消費税軽減税率適用等を求める意見書

新聞販売店は、地域に張り巡らせた戸別配達網により、知的インフラとしての新聞を毎朝届けることで、国民の知る権利と民主主義を足元から支えようと、日々の仕事にとりくんでいます。

政府は景気回復に向けて積極的政策を展開中ですが、まだまだ実感は薄く、4月の消費税増税によっては、消費支出が抑制されかねないでしょう。新聞は活字文化の中心的存在として、社会の発展に貢献してきたが、各家庭の経済的負担が増せば、新聞購読を取りやめる家庭が増えるものと懸念されます。特に、社会的・経済的弱者に対する影響は大きく、そうなれば国民の指摘レベルの低下、社会への関心の低下等が起き、日本の将来が危ういものになりかねないと感じます。

同時に、新聞販売店の経営悪化により、全国36万人超の販売店従業員の雇用の場が失われる可能性も生じるでしょう。消費税増税に当たり、多様な意見があるのは十分承知していますが、多くの先進国では例外を設け、品目別に複数税率を導入しているのが現実であり、民主主義を支える公共財として位置づけられる新聞には、ゼロ税率や軽減税率を適用し、消費者が知識を得る負担を軽くしています。知識には課税せずとの認識が、国力を維持向上させる力となるのは間違いないと考えます。

以上を踏まえ、政府に対して、下記の事項を強く要望します。

### 記

- 1 消費税増税にあたり複数税率を導入すること。
- 2 新聞への軽減税率を適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成26年3月25日

愛知県丹羽郡大口町議会

(提出先)

内閣総理大臣 安倍晋三  
財務大臣 麻生太郎